南極地域の環境の保護に関する法律施行令平成九年政令第二百四十四号

(水産動植物の採捕の制限又は禁止に関する法十六条第一号から第三号まで及び第十八条の規定に基づき、この政令を制定する。(平成九年法律第六十一号)第三条第六号イ、第内閣は、南極地域の環境の保護に関する法律

一 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七)める法令の規定は、次に掲げるものとする。下「法」という。)第三条第六号イの政令で定下「法」という。)第三条第六号イの政令で定

第一号に掲げる事項に関するものに限る。) 基づく農林水産省令の規定については、同項に基づく農林水産省令の規定(同項の規定に一 漁業法第百十九条第一項又は第二項の規定 号)第三十六条第一項の規定

(処分が禁止される固形状の廃棄物)

であって、環境省令で定めるもの

要物であるもの要物であるものの関係性の放射性物質(放射線を放出する同一等において同じ。)であって、固形状の不って、環境省令で定めるものをいう。次条第って、環境省令で定めるものをいう。次条第った、環境省令で定めるものをいう。次条第った、環境省令で定めるものをいう。次条第った。

一 固形状の廃油

1 動直勿又ようイレスの方余こ用いられる薬 不要物であるもの 国形燃料で石炭から製造したものであって、 固形燃料で石炭から製造したものであって、

形状の不要物であるものにおいて「駆除剤」という。)であって、固造されたもの(次条第三号及び第五条第二号剤及びその有効成分である化学物質として製剤のであるはウイルスの防除に用いられる薬」動植物又はウイルスの防除に用いられる薬

く。) れているポリエチレンフィルム製の袋を除れているポリエチレンフィルム製の袋を除五 廃プラスチック類(廃棄物の包装に用いら

六 ゴムくず

(処分が禁止される液状の廃棄物) 含まれ、又は塗布されたものに限る。) 七 木くず (防腐剤、防虫剤又はかび防止剤が

廃棄物は、次に掲げるものとする。 第三条 法第十六条第二号の政令で定める液状の

もの 放射性物質であって、液状の不要物である

一液状の廃油

しないものに限る。) 第百八十八号)第二条に規定する物質を含む液状の廃棄物(環境省令で定める基準に適合液状の廃棄物(環境省令で昭和四十六年政令四 水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令三 駆除剤であって、液状の不要物であるもの

たものを除く。) 培養に用いたものに限るものとし、滅菌され 廃培養液 (微生物 (ウイルスを含む。)の

(海域への排出ができる液状廃棄物)

棄物は、次に掲げるものとする。
(四条 法第十六条第三号の政令で定める液状廃

人の日常生活に伴って生ずる液状廃棄物前号に掲げるもののほか、科学的調査、医前号に掲げるもののほか、科学的調査、医って生ずる液状廃棄物(環境省令で定める基準に適合するものに限る。)

(持込みが禁止される物)

第五条 法第十八条の政令で定める廃棄物となっま五条 法第十八条の政令で定める廃棄物となって、ポリスチレン製、ポリエチレン製又はポリプロピレン製のこん包用材料(ビーズ状、チップ状その他これらに類する形状のものに限って、

使用されるものを除く。) 二 駆除剤 (科学的調査又は人の保健のために

附則抄

(施行期日)

から施行する。
までの規定は、法附則第一条第四号に定める日から施行する。ただし、第二条から第五条第一条
この政令は、法附則第一条第一号に定め

三号) 抄附 則 (平成一二年六月七日政令第三一

(施行期日)

(平成十三年一月六日)から施行する。 律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法

部を改正する法律の施行の日(平成二十年四月この政令は、漁業法及び水産資源保護法の一

一日)から施行する

九九号)附、則(平成二六年五月三〇日政令第一

日)から施行する。
日)から施行する。
日)から施行する。
日)から施行する。
日)から施行する。
日)から施行する。

号) 抄附 則 (令和二年七月八日政令第二一七

(施行期日)

二月一日)から施行する。